

水質汚濁防止・土壌汚染防止有害物質使用状況チェックシート

事業所名 (株) * * * * 滋賀工場

令和〇年〇月〇日

	物質名	水質	水質	土壌	使用状況		
		有害物質		特定有害物質	現在	過去	使用場所
		水濁法施行令第2条	滋賀県条例排出基準のある物質	土対法施行令第1条	(使用開始)	(使用期間)	
1	揮発性有機化合物	○		第1種			
2	四塩化炭素	○		第1種			
3	1, 2-ジクロロエタン	○		第1種			
4	1, 1-ジクロロエチレン	○		第1種			
5	1, 2-ジクロロエチレン(シス、トランス)	○		第1種			
6	1, 3-ジクロロプロペン	○		第1種			
7	ジクロロメタン	○		第1種			
8	テトラクロロエチレン	○		第1種			
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	○		第1種			
10	1, 1, 2-トリクロロエタン	○		第1種			
11	トリクロロエチレン	○		第1種		○ (H5.4~ H14.3)	第1工場の洗浄施設(71-5)で使用。ウエスに染みこませ、手作業で拭き取り
12	ベンゼン	○		第1種			
13	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	○		第1種			
14	1, 4-ジオキサン	○					
15	重金属等	○		第2種		○ (S54.4~ H18.9)	塗料に含有廃ガス洗浄施設(63)で使用
16	カドミウム及びその化合物	○		第2種			
17	六価クロム化合物	○		第2種			
18	シアン化合物	○		第2種			
19	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○		第2種			
20	セレン及びその化合物	○		第2種			
21	鉛及びその化合物	○		第2種		○ (S54.4~ H18.9)	塗料に含有廃ガス洗浄施設(63)で使用
22	ひ素及びその化合物	○		第2種			
23	ふっ素及びその化合物	○		第2種	○ (H5.4~)		表面処理施設(65)でフッ酸使用
24	ほう素及びその化合物	○		第2種			
25	農薬等	○		第3種			
26	シマジ	○		第3種			
27	チウラム	○		第3種			
28	チオベンカルブ	○		第3種			
29	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○		第3種			
30	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	○		第3種			
31	窒素	○			○ (S54.4~)		表面処理施設(65)で硝酸使用
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○					
33	滋賀県条例		○				
34	フェノール類		○				
35	銅		○				
	亜鉛		○				
	溶解性鉄		○				
	溶解性マンガン		○				
	クロム		○				
	アンチモン		○				

水質汚濁防止法の「事故時の措置」*¹が必要な物質の使用状況チェックシート

事業所名 (株)**** 滋賀工場

令和〇年〇月〇日

	物質名	使用の有無		物質名	使用の有無	
1	油		28	指定	キシレン	○
2	原油		29	定	パラジクロロベンゼン	
3	重油	○	30	物	フェノブカルブ(BPMC)	
4	潤滑油	○	31	質	プロピザミド	
5	軽油	○	32		クロロタロニル(TPN)	
6	灯油	○	33		フェニトロチオン(MEP)	
7	揮発油	○	34		イプロベンホス(IPB)	
7	動植物油		35		イソプロチオラン	
1	指定		36		ダイアジノン	
2	物		37		イソキサチオン	
3	質		38		クロルニトロフェン(CNP)	
4	ホルムアルデヒド		39		クロルピリホス	
5	ヒドラジン		40		フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
6	ヒドロキシルアミン		41		アラニカルブ	
7	過酸化水素		42		クロルデン	
8	塩化水素		43		臭素	
9	水酸化ナトリウム		44		アルミニウム及びその化合物	
10	アクリロニトリル		45		ニッケル及びその化合物	
11	水酸化カリウム		46		モリブデン及びその化合物	
12	アクリルアミド		47		アンチモン及びその化合物	
13	アクリル酸		48		塩素酸及びその塩	
14	次亜塩素酸ナトリウム		49		臭素酸及びその塩	
15	二硫化炭素		50		クロム及びその化合物(6価クロム除く)* ²	
16	酢酸エチル		51		マンガン及びその化合物* ²	
17	メチルターシャリープチルエーテル(MTBE)		52		鉄及びその化合物* ²	
18	硫酸		53		銅及びその化合物* ²	
19	ホスゲン		54		亜鉛及びその化合物* ²	
20	1, 2-ジクロロプロパン		55		フェノール類及びその化合物* ²	
21	クロルスルホン酸		56		ヘキサメチレンテトラミン* ⁴	
22	塩化チオニル		57		アニリン* ⁵	
23	クロロホルム		58		ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩* ⁵	
24	硫酸ジメチル		59		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)及びその塩* ⁵	
25	クロルピクリン		60		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩* ⁵	
26	ジクロルボス(DDVP)					
27	オキシデプロホス(ESP)					
27	トルエン					
27	エピクロロヒドリン					
27	スチレン	○				

* 1: 施設の破損などの事故が発生し、施設から有害物質や油類、指定物質を含む水が河川などの公共用水域か地下に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときに、応急措置及び都道府県知事(又は水濁法施行令で定める市の長)に届出を行う必要がある(水質汚濁防止法第14条の2)

* 2: 平成24年5月25日に追加された物質

* 3: 平成24年5月25日に指定物質から削除され、新たに有害物質に指定された物質
(塩化ビニルモノマー、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 4-ジオキサン)

* 4: 平成24年10月1日に追加された物質

* 5: 令和5年2月1日に追加された物質

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造等に関する基準および対応する定期点検項目確認表

事業場名称： ○○○○	所在地： ○市○町○○
施設番号 (施設名称)： Aライン1号	使用・製造・処理する有害物質： ふっ素およびその化合物
特定施設番号： 65 酸またはアルカリによる表面処理施設	水濁法等に係る構造基準への適合状況： ○A ○B

床面および周囲 ※注1 区分はいずれかに適合すれば当該基準になります。
※注2 イ、ロのいずれにも該当する必要があります。

<定期点検>

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ 床面は、コンクリート、タイル等の不透水性材料による構造とし、必要に応じて耐薬品性、不透透性を有する材質で被覆されていること	×	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上	
		ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿等が設置されていること	○	② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	② 1年に1回以上	
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	— 該当しない	講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
B	1	【施設本体が床面に接して設置】(点検可能な空間がない)	○	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上	○ ①～③の点検を年2回実施 ④の点検を月1回実施
		【施設本体の接する床面がA基準の区分1のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面および周囲がA基準に適合する】		② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	② 1年に1回以上	
	2	【施設本体が床面から離れて設置】(目視による確認が可能)	○	③ 施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	③ 1年に1回以上	
		【施設本体の下部の床面がA基準の区分1のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面および周囲がA基準に適合する】	○	④ 施設本体からの漏えいの有無 ※④の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	④ 1月に1回以上 ※方法に応じた頻度	

付帯する配管等についても、老朽化や破損等に伴い、飛散するおそれのある範囲には床面および周囲の基準が適用される。

施設本体

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A		—	—	① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上	
○B		—	—	【床面および周囲がB基準に適合する場合】 ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 ※②の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	① 1年に1回以上 ② 1月に1回以上 ※方法に応じた頻度	○ ①の点検を年2回実施 ②の点検を月1回実施

配管等(地上配管) ※注1 区分はいずれかに適合すれば当該基準になります。
※注2 イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること	○	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上	○ ①、②の点検を年1回実施
		ロ 容易に劣化するおそれがないこと	○			
	2	ハ 腐食のおそれがある場合は、外面に腐食防止の措置が講じられていること	○			
B		漏えいを目視により確認できるような床面から離して設置されていること		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 6月に1回以上 ② 6月に1回以上	

配管等(地下配管) ※注1 区分はいずれかに適合すれば当該基準になります。
※注2 イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ トレンチの中に設置されていること	○	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチの側面底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上 ③ 1年に1回以上	
		ロ トレンチの底面・側面はコンクリート、タイル等の不透水性を有する材料によることとし、底面の表面は必要に応じて耐薬品性、不透透性を有する材質で被覆されていること				
	2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること	○	配管等の内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認または同等以上の方法による漏えいの確認 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 方法に応じた頻度 ※2 3年に1回	
	3	ロ 容易に劣化するおそれがないこと	○			○ 目視出来ないため、気密試験によって漏えいの有無を年1回確認
		ハ 腐食のおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じること	○			
B	1	区分1または2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチ側面・底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 6月に1回以上 ② 6月に1回以上 ③ 6月に1回以上	
		イ トレンチの中に設置されていること				
	2	漏えいを検知する装置または流量の変動を計測する装置など漏えい等を確認できる措置が講じられていること		配管等からの漏えいの有無 ※上記の確認を有害物質の濃度の測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上	
	3	区分1または2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	

地下配管を流れる排水中に有害物質が含まれないことが合理的に説明できる場合は、構造等基準の適用除外とすることも可

排水溝等

※注1 区分はいずれかに適合すれば当該基準になります。
 ※注2 イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること	○ コンクリート構造	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ※排水溝等から地下浸透を検知する装置、排水溝等での流量変動を計測する装置の適切な配置等、地下への浸透の確認措置を講じている場合、かつ地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下浸透の点検を行う場合は3月)に1回以上行う場合	1年に1回以上 ※3年に1回以上	○ 年2回点検
		ロ 容易に劣化するおそれがないこと	○			
		ハ 表面は、必要に応じ耐薬品性、不透透性を有する材質で被覆されていること	○ 耐酸性被膜あり			
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
B	1	地下への浸透を検知する装置または流量の変動を計測する装置を配置することその他の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること		① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無 ※②の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	① 6月に1回以上 ② 1月に1回以上 ※3月に1回以上	
		区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	

地下貯蔵施設

※注1 区分はいずれかに適合すれば当該基準になります。
 ※注2 イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	定期点検の内容	点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、その他の漏えい等防止措置を講じた構造および材質であること	○ 二重殻構造	内部の気圧若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 措置に応じた頻度 ※2 3年に1回以上	○ 年2回点検
		ロ 腐食するおそれがある場合、外面に腐食防止措置が講じられていること	○ ステンレス(耐酸被膜あり)			
		ハ 内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること	○ 目視可能な水量計設置			
	2	区分1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
B	1	イ 内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること		貯蔵施設からの漏えい等の有無 ※上記の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上	
		ロ 漏えい等を検知する装置または流量の変動を計測する装置等を配置することその他の、漏えい等を確認できる措置が講じられていること				
	2	イ 内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること		内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※上記以外の方法により漏えいを確認する場合	1年に1回以上 ※措置に応じた頻度	
	3	区分1または2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	

使用の方法

※注 イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造および設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A B	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替えおよび分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下に浸透しない方法で行うこと	○ 有害物質の性状や毒性を理解し、火気に注意して作業を行う	管理要領からの逸脱の有無およびこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出または地下浸透の有無	1年に1回以上	○ 年2回点検
		ロ 有害物質を含む水の補給状況、設備の作動状況確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じること	○ 液量計により残量管理(日報の作成)			
		ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えい防止の措置を講じ、漏えいした有害物質を含む水を回収、再利用または適切に処理すること	○ 排水処理施設に送液し処理、漏洩場所や措置の記録を保存			
		ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法、回数を定めた管理要領が明確に定められていること	○ 管理要領(取扱要領)が定められている。			

エネルギー削減、CO2削減の取組状況チェックシート

事業所名 (株)**** 滋賀工場

令和〇年〇月〇日

番号	取組状況項目		取組実施には○を		
1	ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善				
2		ア 燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)	使用する設備および燃料の種類に応じた空気比の適正化		
3			複数の燃焼設備を使用する場合の燃焼設備全体としての熱効率の向上		
4			燃料の性状に応じた適切な運転		
5			加熱設備等		
6			空気調和設備、給湯設備		
7		イ 加熱および冷却ならびに伝熱の合理化(熱利用設備)	廃熱の回收利用(廃熱回収設備)		
8			熱の動力等への変換の合理化(発電専用設備およびコージェネレーション設備)		
9			抵抗等による電気の損失の防止(受変電設備および配電設備)		
10		ウ 電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)	電動力応用設備、電気加熱設備等		
11	設備導入等による措置	ア ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)	照明設備、昇降機、事務用機器		
12				燃焼設備	
13				熱利用設備	
14				廃熱回収設備	
15				コージェネレーション設備	
16				電気使用設備	○
17				空気調和設備	
18				給湯設備、換気設備、昇降設備等	
19				照明設備	○
20			イ その他の排出抑制措置		燃料の選択
21		再生可能エネルギー等の活用			
22		未利用エネルギーの活用			
23		連携省エネルギーの取組			
24	省エネの取組		エネルギーサービス事業者の活用		
25			エネルギー使用量の把握について定めている		
26			省エネ性能の高い機器の利用について定めている		
27			冷暖房の適正使用について定めている		
28	グリーン購入		その他省エネの取組について定めている		
29	廃棄物の抑制等		品物・サービスのグリーン購入について定めている		
30	製品開発等		ごみの減量や資源の有効利用について定めている		
31	情報提供		CO2ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発、販売・提供について定めている		
32	カーボンクレジット		製品・サービスに関する温室効果ガス排出量の見える化等、消費者に向けた情報提供について定めている		
33			温室効果ガス排出量の削減に寄与できるクレジット創出の取組について定めている		
			県内クレジットの活用等について定めている		

参照先(各項目の詳細内容について)

番号1～27は、CO2ネットゼロ社会づくり指針 別表第1「事業者に係るCO2ネットゼロ社会づくりに関する取組(例)」

番号28～33は、県HP掲載 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の概要の7ページ「第3章 事業活動に係るCO2ネットゼロ社会づくりに関する取組」

悪臭防止法特定悪臭物質チェックシート

事業所名 (株)***** 滋賀工場

令和〇年〇月〇日

	特定悪臭物質(施行令第1条)	使用の有・無	規制基準(ppm) *	
			一般区域	順応区域
1	アンモニア		1	2
2	メチルメルカプタン		0.002	0.004
3	硫化水素		0.02	0.06
4	硫化メチル		0.01	0.05
5	二硫化メチル		0.009	0.03
6	トリメチルアミン		0.005	0.02
7	アセトアルデヒド		0.05	0.1
8	プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
9	ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
10	イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
11	ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
12	イソバレルアルデヒド		0.003	0.006
13	イソブタノール		0.9	4
14	酢酸エチル		3	7
15	メチルイソブチルケトン		1	3
16	トルエン	○	10	30
17	スチレン	○	0.4	0.8
18	キシレン	○	1	2
19	プロピオン酸		0.03	0.07
20	ノルマル酪酸		0.001	0.002
21	ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
22	イソ吉草酸		0.001	0.004

*(参考):滋賀県告示第425号(H.15.8.8)

(参考)臭気指数に係る規制基準 (悪臭防止法第4条第2項第1号) (滋賀県告示第425号、H15年8月8日)	臭気指数		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
		10	12